

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【公表番号】特表2005-526922(P2005-526922A)

【公表日】平成17年9月8日(2005.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2005-035

【出願番号】特願2004-507585(P2004-507585)

【国際特許分類】

**D 0 4 H 3/16 (2006.01)**

【F I】

D 0 4 H 3/16

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月19日(2006.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 既知の幅および厚さを有するダイからフィラメントのストリームを押し出すことと、  
b) 押し出されたフィラメントを予備的に細化する処理チャンバであって、かつ、互いに平行であり、ダイの前記幅に平行であり、および押し出されたフィラメントのストリームの長手方向軸に平行である2つのわずかに隔てられた壁によって画定される処理チャンバを介して、押し出されたフィラメントのストリームを方向付けることと、c) 前記処理チャンバを通過したフィラメントのストリームをコレクタ上で遮断し、前記フィラメントがそこで不織繊維ウェブとして捕集されることと、d) 前記処理チャンバの壁の間隔を選択して、押し出されたフィラメントの前記ストリームが広がって、前記ダイの前記幅よりも少なくとも50ミリメートル幅広の機能性ウェブとして捕集されるようにすることを含む不織繊維ウェブの調製方法。

【請求項2】

前記平行な壁が、前記フィラメントの移動方向に互いに近接する請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記捕集された機能性ウェブが、前記ダイの前記幅よりも少なくとも200ミリメートル幅広である請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記フィラメントが、前記コレクタに到達する前にダイの前記幅の少なくとも2倍の幅に広がる請求項1または2に記載の方法。

【請求項5】

a) 既知の幅を有するダイからフィラメントのストリームを押し出すことと、b) 押し出されたフィラメントを予備的に細化する処理チャンバであって、かつ、互いに平行であり、前記ダイの前記幅に平行であり、および押し出されたフィラメントの前記ストリームの長手方向軸に平行である2つのわずかに隔てられた壁によって画定される処理チャンバを介して、押し出されたフィラメントのストリームを方向付けることと、c) 前記フィラメントの前記ストリームをコレクタ上で遮断し、前記処理されたフィラメントがそこで不織繊維ウェブとして捕集されることと、d) 前記処理チャンバの壁の間の間隔を選択し、エアナイフから下流の前記処理チャンバの主な長さにわたって、前記フィラメントの移動方向に互

いに遠離するようにこれらの壁を配置し、それによって、前記押出フィラメントのストリームが、前記ストリームがコレクタに到達する前に前記ダイの前記幅よりも狭い選択された幅を有するようになることを含む不織繊維ウェブの調製方法。

【請求項6】

押出されたフィラメントが、少なくとも8000 m / 分の速度で処理チャンバを通過する請求項1～5のいずれか一項に記載の方法。